

平成17年
4月から

年金制度が 変わります！

「現役世代の負担と受給世代の給付のバランスの見直し」と「多様な生き方・働き方に対応できる仕組み」を大きな柱にさまざまな改正が行われます。

制度改正等の内容

① 国民年金保険料の金額が変わります。

平成17年4月から平成18年3月までの国民年金保険料が13,580円となります。

② 口座振替により国民年金保険料を当月末に納付されると月々40円お得です！

毎月の国民年金保険料を当月末の振り替えにされると保険料が毎月40円割引になります。

なお、現在、口座振替をご利用いただいている方につきましては、原則、初回に2か月分（割引のない前月分と割引のある当月分）を振替させていただきました。

③ 口座振替により1年分の国民年金保険料を前納されると3,420円お得です！

平成17年4月から平成18年3月までの1年分の国民年金保険料を、口座振替により平成17年4月末に納付されると、金融機関等の窓口で1年分の保険料を納付される（2,890円の割引）より、さらに保険料が530円割引され、大変お得です。

現在、口座振替による1年前納をされている方の届出は不要です。

なお、口座振替により6か月分を前納される場合も割引されます。

口座振替の手続きは、希望される金融機関またはお近くの社会保険事務所でおこなってください。

④ 若年者納付猶予制度が導入されます。

現在、国民年金保険料の申請免除は、被保険者本人に所得がなくても世帯主である親の所得が多ければ承認されません。

しかし、今回の改正により、30歳未満の若年者については、被保険者本人とその配偶者の所得が免除の所得要件を満たしていれば保険料の納付が猶予されることになりました。保険料の納付が困難な方は、年金手帳・印鑑・所得の少ないことがわかるものをご持参のうえ、お近くの支所窓口で手続きをおこなってください。

この納付猶予の承認は毎年7月から翌年6月までです。ただし、途中で30歳に到達する方は、30歳に到達する月の前月までの承認となります。

なお、平成17年度の承認期間は、平成17年4月から平成18年6月までとなります。

⑤ 特定障害者に対する特別障害給付金が支給されます。

国民年金制度の発展過程において、任意加入期間（強制加入ではないが任意に申出すれば

国民年金に加入できる期間）に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金が受給できなかった方に特別障害給付金が支給されます。

支給額は、1級で月額5万円、2級で月額4万円となります。手続きは、お近くの支所窓口でおこなってください。

対象者は次のとおりです。

① 昭和61年3月31日以前に初診日があり、その当時被用者年金各法（厚生年金保険法、各共済組合法等）の被保険者等の配偶者であり、かつ国民年金法の任意加入被保険者でなかった方で、その傷病により現に国民年金の障害等級に該当する程度の状態にある方。

② 平成3年3月31日以前に初診日があり、その当時学生または生徒で、かつ国民年金の任意加入被保険者でなかった方であつて、その傷病により現に国民年金の障害等級に該当する程度の障害の状態にある方。

⑥ 第3号被保険者の届出漏れを救済します。

現在、第3号被保険者の届出を2年以上遡って手続きした場合、2年を超える月分につ

いては未納の扱いとなります。しかし、年金受給権の確保等を図る観点から、2年以上遡る過去の未納期間についても保険料納付済期間とする特例措置がとられます。ただし、遡って納付済期間となった期間中に発生した障害事故について、遡って障害基礎年金は発生しません。すでに2年以上遡って第3号被保険者の手続きをされている方は改めて手続きする必要があります。

なお、年金受給者については、届出のあった日の翌月から年金額に反映されます。



問い合わせ

草津社会保険事務所

草津市西渋川1-16-25 ☎077-567-1311